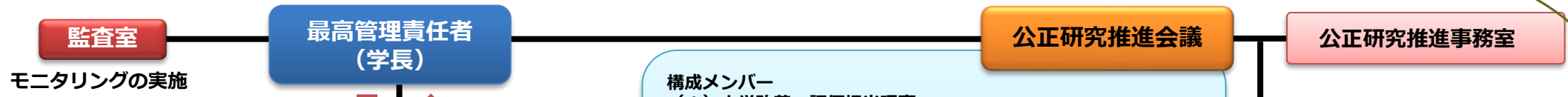


# 公正な研究活動及び適正な研究費の執行を推進する体制

監事  
 ↓ 全体の観点から確認・意見  
 ↑ 情報提供等



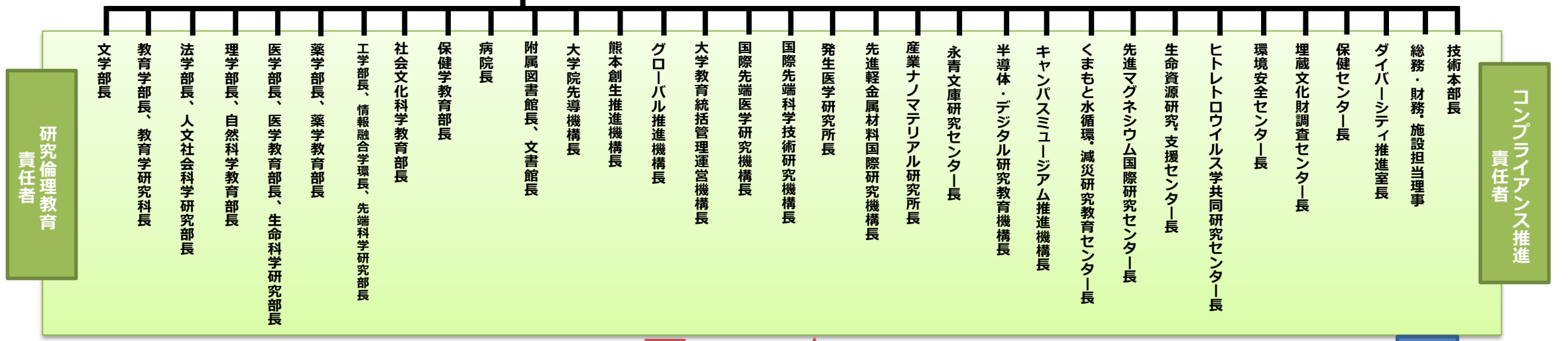
基本方針の策定  
 必要な措置  
 ↓  
 状況報告  
 ↑

統括管理責任者  
 (研究不正等防止担当理事)

具体策の策定  
 調査・報告依頼  
 ↓  
 状況報告  
 ↑

- 構成メンバー
- 大学改革・評価担当理事
  - 研究・グローバル戦略・キャンパスミュージアム担当理事
  - 教育・学生支援担当理事
  - 人事・労務担当理事
  - 総務・財務・施設担当理事
  - 最高管理責任者が指名する部局等の長 3人
  - 研究・社会連携部長、教育研究支援部長、生命科学系事務部長、病院事務部長、総務部長及び財務部長
  - その他最高管理責任者が指名する者
- 【業務内容】
- 実態の把握・検証
  - 研究不正発生要因の把握
  - 不正防止計画の策定
  - 行動規範の策定
  - 研究倫理についての研修及び教育の企画及び実施に関する事項
  - 研究倫理についての国内外における情報の収集及び周知に関する事項
  - 研究者等の不正調査に関する事項
  - 関係者処分等の検討

- 予備調査委員会
- 研究活動調査委員会
- 研究費調査委員会



↓ 具体策の実施、受講管理・指導、モニタリング・改善指導、状況報告

必要に応じて設定\*  
 例) 副研究部長、副学部長、学科長、専攻長、副所長など  
 \*事務部においては、各部長を充てる

コンプライアンス 副推進責任者

全構成員